



燕石襍志



鳥書

一	日 <small>ヒ</small> の神	七	早 <small>サキ</small> 鬼 <small>キ</small> 大臣 <small>ダイシ</small>
二	更 <small>シ</small> 鐘 <small>カネ</small>	八	五 <small>イ</small> 意 <small>イ</small> 歌 <small>カ</small>
三	正 <small>マサ</small> 五 <small>イ</small> 九 <small>ク</small> 月 <small>ツキ</small>	九	恠 <small>ウツ</small> 小 <small>コ</small> 祿 <small>ロク</small>
四	丙 <small>ヒョウ</small> 午 <small>ウ</small>	附	九 <small>ク</small> 尾 <small>ビ</small>
附	十二 <small>ジュニ</small> 獸 <small>シユ</small>	十	物 <small>モノ</small> の <small>ノ</small> 名 <small>ナ</small>
五	奴 <small>ヌ</small> 婢 <small>ヒ</small> 之 <small>シ</small> 子 <small>コ</small>	土	檀 <small>タン</small> 那 <small>ナ</small>
六	関 <small>セキ</small> 雲 <small>ウン</small> 長 <small>チヤウ</small>	附	白 <small>ハク</small> 人 <small>ジン</small>
附	漢 <small>カン</small> 壽 <small>シユ</small> 亭 <small>テイ</small> 侯 <small>コウ</small> 印 <small>イン</small>	土	苗 <small>ヒョウ</small> 字 <small>ジ</small>

卷之止

15
1599
1



門 16
號 1599
卷 1

飯臺簞笠立公羽著

言倉鳳賦
重啓從公

燕石雜志

書行文金堂梓

梓

燕石襍志序

嘉

燕石非石荆玉非玉玉之多于天下

瑞瑤琅玕皆玉也然加一荆字者撫

連城為萬乘器矣石之為之錄

若何限也無生非石然添一古字

為人捨我取之物矣凡人莫不知

玉勝於石而取懷之得罪者多矣

不若傳拜石為丈韻致於今之高

也曲亭馬琴子隨筆名以燕石蓋

同

門 16
號 1599
1

飯臺叢書立公羽著

言倉鳳
重替從

燕石雜志

書行文金堂梓

印

燕石雜志序

燕石

燕石非石荆玉非玉玉之多于天下

瑞瑤琅玕皆玉也然加一荆字者撫

連城為萬乘器矣石之為石亦

若何限也無生非石然添一石字

為人捨我取之物矣凡人莫不知

玉勝於石而取懷之得罪者多矣

不若傳拜石為丈韻致於今之高

也曲亭馬琴子隨筆名以燕石蓋

印

人所捨不顧我取為珍之意一日
神之來示余之為在集其帙自天
文廟堂之大至與地里卷之細矣
不有馬援古証人鮮惑釋疑又
間以佳話奇誤以所實為事讀
者皆忘倦筆端不測麗如朱家
密峰峙岸岫洞玲瓏弄之似雪
蒸霧噴奇之怪子小多態不能
手措也抑美則取之用見之捨也

人之性情皆相同摘身遠目極人
面不異焉家既已取此編之美而
不謂捨之則世人亦在也取之
馬琴紙欲獨自取令人捨之何
方其浪華書實文之至在江左
空真為堂以美之曰請梓行
不見果人不捨得也此篇一出
于七爭皆爾美之不能
措矣亦如余其書愛美之矣

馬名性灑澤氏其先出于三河
有祖先亦三河人也故余於馬琴
之空名望音之與乃曾祖名興也
卷武藏深山人真中全直次子
諱與吉為嗣其中心出於源賴政
勇臣猪俣太守資與吉子諱與
義通兵法善擊劍射騎馬與吉
其季子也少愛讀書長好著作
自名其堂曰著作之雜或撰史

小說無一毫涉淫猥象其志
在使讀法者脩其身齊之家令名
節矣不亦大勝夫腐儒輩頭巾
深名望鼻比據怡梧張門戶象徒
弟講理漢性排彼罵此好為人
師一終無益名教者乎文金第發
二書實與馬琴同請冠余言於此
編遂以此為序

文化七年庚午上元日

北山老逸撰

小笠原史書



養石雜誌總目錄

卷之壹

- ① 一日の神
- ② 更鐘トキノカネ
- ③ 正五九月
- ④ 丙午ヒノエウマ
- ⑤ 十二獸
- ⑥ 奴婢之子
- ⑦ 閑雲長カシノトキ
- ⑧ 漢壽亭侯印カンジュテイコウイン
- ⑨ 早鬼大臣サウキダイジン
- ⑩ 五噫秋ゴイカ
- ⑪ 恠カの絲イト
- ⑫ 九尾クウビ
- ⑬ 物モノの名ナ
- ⑭ 檀那ダンナ
- ⑮ 白人ハクジン
- ⑯ 苗字ミヤナジ
- ⑰ 古語コゴの訛ナマリ
- ⑱ 人口ジニウククノシヤ膾炙ウタヒの評ヒヤク
- ⑲ 房ヤド錢ゼン
- ⑳ 夕立
- ㉑ 大人先生
- ㉒ 詩歌シカ吉凶

卷之貳

- ③ 時代不同歌合ジキフドウカアヒ
- ④ 逸水ニゲミツ
- ⑤ 一二の橋
- ⑧ 句の花コノハナ
- ⑨ 狂歌
- ⑩ 五穀本草ゴコクノホ
- ⑪ 鬼神論キシンロン

卷之三

- ① 鬼神餘論キシンヨロン
- ② 蟬丸セニマル
- ③ 關東ヒキヒガシ
- ④ 惡禪師アクゼンシ
- ⑤ 正儀義隆ヨシタカ
- ⑥ 一休詠評イツキウノエイカ
- ⑦ 八幡古串
- ⑧ 浅草事實アサクラジツ
- ⑨ 地名の訛謬チノメイノナマリ
- ⑩ 四時代謝シヨノヨキカヒ
- ⑪ 挑古串
- ⑫ 鬼大手柄ウキオホテカラ

卷之三

- ① 團頭カントウ
- ② 蕪入ウヰイリ
- ③ 猴蟹合戦サルカニカッセン
- ④ 西鶴サイカク
- ⑤ 香切雀カキキリスズメ
- ⑥ 花咲翁ハナサキオウ
- ⑦ 猕猴生贖カモノナマキセ
- ⑧ 鋪場之子ウラバノコ

卷之五

- ① 俗咒方ソクジュホウ
- ② 田之怪タノケ
- ③ 奇異キイ
- ④ 縣神子アガタミコ
- ⑤ 塞公將馬サイオウカウマ
- ⑥ 相撲取黒船スミヒトリクロフネ
- ⑦ 西鶴サイカク
- ⑧ 實語教ジツゴキヤウ
- ⑨ 我妻也カライヤ
- ⑩ 天祿獸テンロクジウ
- ⑪ 伊豆の海イズノウミ
- ⑫ 六郷橋ロクコウシ
- ⑬ 情死ジヨウシ
- ⑭ 西江月セイコウゲツ
- ⑮ 聯句連歌レンクレンカ
- ⑯ 陰陽之數インヨウノスウ
- ⑰ 家訓稿餘カクンコウヨ

蕪石雜誌總目錄完

十二畫

琴履興繼



草中諫諍將

車馬

六上曾易諧

十羊



葵石雜誌卷五之中冊追加目錄

毎卷述るところ送漏抄存ありそのおひかりを多く集むる巻のつらう
裁り関者前後を照らふの理多のまが盡くるところあり

第一 燿聲追考

此後卷一より記し更燿の辨の送漏を補へ

第二 関羽印追考

此後同卷より記し漢壽亭侯の印を辨補す

第三 十二歌追考

此後同卷より記し十二歌考の餘を盡くす

第四 苗字或問

此後同卷より記し苗字考の送漏を裁り

第五 俗字或問

此後同卷より記し俗字の送漏を追加し

第六 風俗或問

此後同卷より記し風俗の送漏を追加し

第七 守屋義貞

此後同卷より記し守屋義貞の事論より考へて辨補す

第八 ありむらり

別録

第九 りんごりょう上

別録

第十 りんごりょう下

別録

第十一 鋸

別録

第十二 正五九月辨補

別録

第十三 鳴子考或問

別録

第十四 鬼神或問

別録

第十五 白伎

別録

第十六 名詮自性

別録

第十七 伯夷叔齊

別録

第十八 螢裏

此頁の巻一より物名解の送偏と追如と

第十九 造化ノ功

別録

在卷の次第を追ひて見ると、
 一、造化ノ功
 二、記と月の合（イッ）と、
 三、風葉塵埃の如く況（イ）と、
 四、劇人あり僅（ハツカ）と、
 五、盡（ツク）と、
 六、その間別（アロバチ）と、
 七、り（オシ）の亦復考正（ミタクカシカヘタツ）

養石雜誌追加目録

完

養石雜誌卷之一

江戸

兼並軒

瀧澤

解

瑣吉述



一月の神

天野信景主の云、春秋内事云、月者陽徳之母也。
 以二月、神配（ラハイスル）女（メ）神（カミ）固有（アリ）放（ユ）亦云、淮南子云、月、天之使也。
 將（カミ）神（カミ）代（カミ）紀（カミ）一書、説月、神以月、續（ヨミ）尊（ミ）遣（ツク）下（シタ）土（ツチ）蓋（カサ）取（トル）之（ノ）と
 此の幾多の疑ひを解（トク）す

○夜

夜（ヨ）ハ、
 霊（レイ）尊（ミ）ありと契（ケ）沖（チ）師（シ）の（イ）つ（ク）わ（ク）て（テ）壁（ヒ）の（コ）見（ル）る（コ）と、
 因（キ）よ（シ）小（コ）今（イマ）の（イ）婦（メ）女子（コ）人（ニ）對（シ）し（テ）寢（ネ）る（コ）を（オ）め（ス）る（コ）起（キ）る（コ）を（オ）め（ス）る（コ）と、
 妙（タカ）の（イ）教（ウ）の（イ）教（ウ）と、
 起（キ）臥（シ）の（イ）起（キ）と、

(三) 更鐘 更ハ偏則の名ニ因テ更鐘

時トキの鐘セイ鼓コをうらるとハ私ワカシ漢カンのカれの時トキうらるとハをハ詳コトにハ事コト物モノ紀キ原ゲン云ク
更ミ點テン起キ於ニ易エキ繫ケイ九ク車シャ重ジュウ門モン擊キ拊フ之ヲ說セツ自ヨリ黃ワウ帝テイ時トキ也ナリと
之ヲ按アツ之ヲ易エキ繫ケイ辭ジ下ゲ傳デン云ク重ジュウ門モン擊キ拊フ以テ待マツ暴ハウ客カク益イク取ク諸シヨ
豫ヨとハえたりハ拊フ拍パツ子シ本ホンにハ城シヤウの門モン子シ暴ハウ客カクのカ来キるヲをハ拍パツ子シ本ホン
をハ鐘セイとハ更ミ也ナリ更ミ豆トウのカ異イなりハんハ鼓コ六ロク更ミのカ宋ソウのカ洪コウ邁マイがハ俗ソク考コウよりハえたり
左サにハ抄セウ録ロクとハ

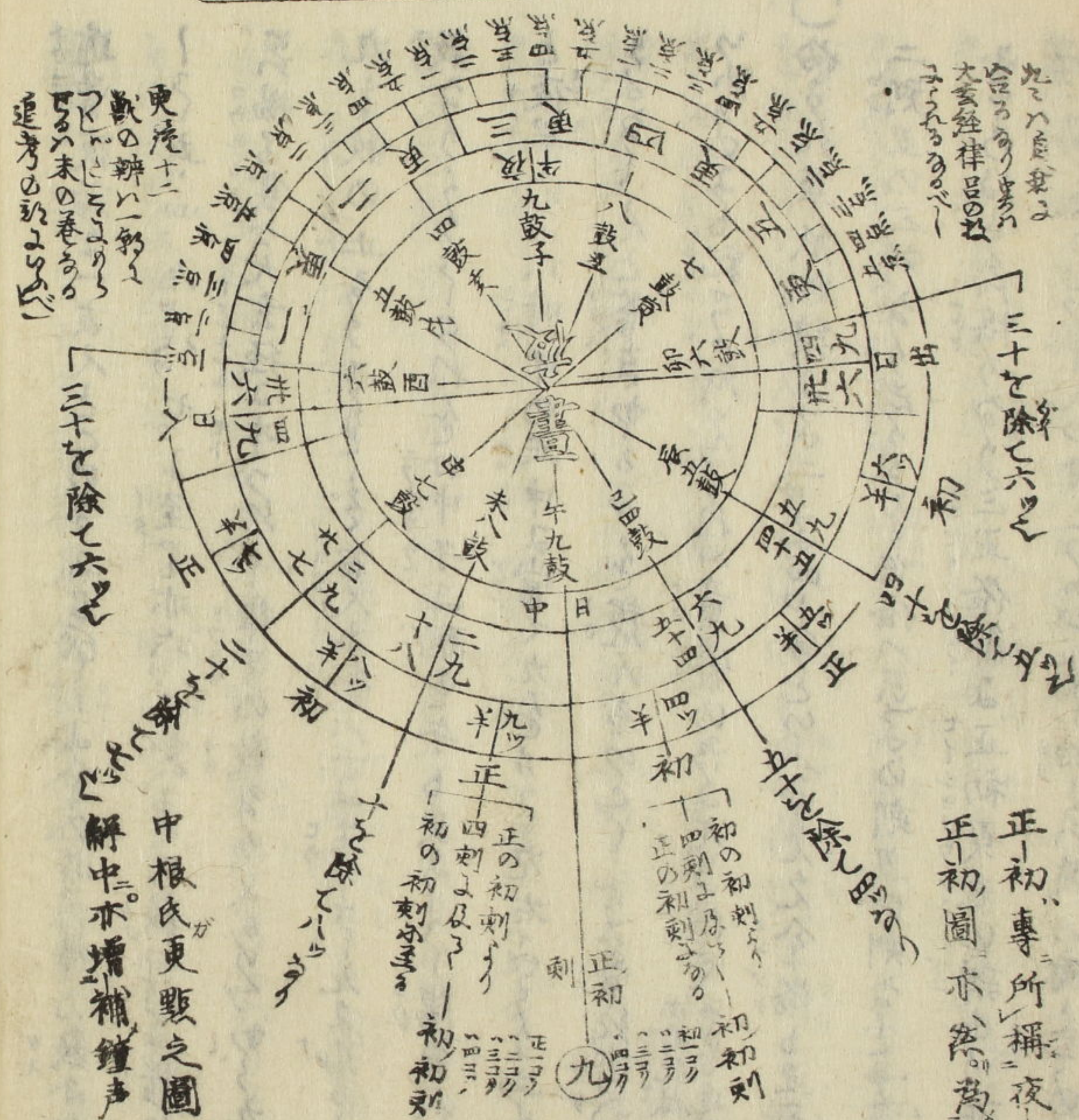
俗ソク考コウ云ク漢カン書ショ候コウ士シ百ヒャク餘ヨ人ニ五ゴ分フン夜ヤ擊キ刁トウ斗トウ解ゲ正テイ書ショ通トウ云ク刁トウ斗トウ者シヤ軍ジュン有リ刁トウ斗トウ此コノ刁トウ斗トウ之ノ音オン非ヒ並ヘイ也ナリ刁トウ斗トウ為シ刁トウ斗トウ不知シラ來キ傳デン有リ刁トウ斗トウ無ク非ヒ讀ドク也ナリ自ヨリ守シウ師シ古コ曰ク夜ヤ有リ五ゴ更ミ故コト
分フン而シテ持チ之ヲ唐タウ六ロク典テン大ダイ史シ門モン典テン鐘チュウ二ニ百ヒャク八ハチ十ジュウ人ニ掌シヤウ鐘チュウ漏ロウ
五ゴ五ゴ氣キ通トウ凡ソド二ニ十ジュウ五ゴ而シテ及キ列リツ縣ケン更ミ漏ロウ皆ソド去サリ五ゴ更ミ後ノチ二ニ
點テン又マタ并ヘイ初ソ更ミ去サリ其ノ二ニ點テン首シュ尾ビ止ト二ニ十ジュウ一イチ點テン至シテ今イマ仍シテ之ヲ

故コト曰ク一イチ更ミ三サン點テン禁キン人ニ行キョウ五ゴ更ミ二ニ點テン放ホウ人ニ行キョウ宋ソウ大ダイ祖ソ以テ
鼓コ多タ驚キョウ寢キン遂スエ易エキ以テ鐵テツ磬ケイ此コノ更ミ鼓コ之ノ變ヘン也ナリ或シテ謂イフ之ヲ鉦テイ即チ
今イマ之ノ雲ウン板ハン也ナリ衛エイ公コウ兵ヘイ法ホウ曰ク鼓コ二ニ百ヒャク二ニ十ジュウ三サン槌チ為シ一イチ通トウ
角カク吹フイ十ジュウ二ニ聲セイ為シ一イチ疊テイ鼓コ止ト角カク動ドウ也ナリ司シ馬バ法ホウ曰ク昏コン鼓コ四シ
通トウ為シ大ダイ鐘チュウ夜ヤ半ハン二ニ通トウ為シ晨シン戒ケイ旦タン明メイ二ニ通トウ為シ發ハツ餉キョウ今イマ
早ソウ一イチ晚ワン各オノオノ止ト三サン通トウ其ノ鐘チュウ聲セイ則チ一イチ百ヒャク八ハチ撞チュウ以テ應オウ十ジュウ二ニ月ゲツ二ニ
十ジュウ四シ氣キ七シチ十ジュウ二ニ候コウ之ノ數スウ之ノ後ノチよりハ更ミ豆トウのカ秦シン漢カン以テ前ゼン既シテよりハれ
ありハ或シテはハ鼓コをハりハ或シテはハ鐘チュウをハりハ或シテはハ鉦テイをハりハ或シテはハ衛エイ公コウのカ鼓コハハ三サン百ヒャク二ニ
十ジュウ三サン槌チ宋ソウ朝テウのカ鐘チュウ聲セイ一イチ百ヒャク零レイ八ハチ天テン朝テウのカ鐘チュウ聲セイ七シチ十ジュウ二ニ時ジ各オノオノ二ニ
鐘チュウ之ノ加カえハ合カツ一イチ百ヒャク八ハチとハなりハ其ノ數スウ宋ソウのカ鐘チュウ聲セイ同ドウトハなりハ其ノ數スウ時ジのカ鐘チュウのカ大ダイ玄ゲン經キョウ又マタえハ南ナン甬ユウ常ジョウ志シ亦マタ之ノ注チュウ水スイ阿ア含カン經キョウをハ引ヒキ時ジのカ鐘チュウ之ノ王ワウをハ戰センとハなりハ舒シュ明メイ紀キ小コ天テン皇ワウ八ハチ年ネン己ジ丑シュ朔ソク大ダイ汎ファン王ワウ謂イフ

豊浦大臣、群卿及百寮、與參己懈、自今以後、卯始、
之。二後退之、同以鐘為節、然大臣不從、
天智天皇の十年、
を献同年の夏四月、
を以鐘鼓を動し候時を打らる
日本紀にええし時の鐘、
天智の御宇より、
鼓の音、
素苗邊、
未の白、
その通世、
権給の權を、

進曾夜話、
一五ツ四、
九を數の止、
と夜半の二六時、
二刻丑の二刻、
初と世俗の九ツ時、

圖之點



圖之聲鐘

正初專所稱夜分也於中根氏
正初圖亦然為童蒙附之

中根氏更敷之圖一張抄錄諸正俗
解中亦增補鐘聲之圖為蛇足也

世俗の九ツ半時と唱ふ即ハツ時の初より正に至る間ハ半時
 一彼百の刻四箇と六分の一より正に至る間ハ半時
 一とつり半長れば半と亦云刻ハ半とつり半とつり半と
 一箭二百の刻を施しその箭の刻一ツとつり半とつり半と
 一唱の故子の二刻子丑の二刻とつり半とつり半と
 一これを用て卯の刻辰の刻とつり半とつり半と
 一百二十刻と一梁の武帝ハ百八十刻と一廬山の惠遠ハ四十八刻と一清の時憲
 一曆ハ九十六刻と一類皆その好子後ハの亦更夜ハ夜分ハ局ハ名ありその夜
 一の長短ニ随均ハ五ツ五分一更二更三更四更五更と唱ふその更を均
 一五夜として一更二更三更四更五更との冬至の時節ハ夜長れば更長
 一も長一夏至の対節ハ夜短ければ更短も短一或ハ唱とつり半とつり半と
 一俗宣の一点辰の一点とつり半とつり半と

一時正初十刻あり一更五五刻あり十二時十二刻を配當し一唱二唱三唱四唱五唱六唱七唱八唱九唱十唱十一唱十二唱十三唱十四唱十五唱十六唱十七唱十八唱十九唱二十唱二十一唱二十二唱二十三唱二十四唱二十五唱二十六唱二十七唱二十八唱二十九唱三十唱三十一唱三十二唱三十三唱三十四唱三十五唱三十六唱三十七唱三十八唱三十九唱四十唱四十一唱四十二唱四十三唱四十四唱四十五唱四十六唱四十七唱四十八唱四十九唱五十唱五十一唱五十二唱五十三唱五十四唱五十五唱五十六唱五十七唱五十八唱五十九唱六十唱六十一唱六十二唱六十三唱六十四唱六十五唱六十六唱六十七唱六十八唱六十九唱七十唱七十一唱七十二唱七十三唱七十四唱七十五唱七十六唱七十七唱七十八唱七十九唱八十唱八十一唱八十二唱八十三唱八十四唱八十五唱八十六唱八十七唱八十八唱八十九唱九十唱九十一唱九十二唱九十三唱九十四唱九十五唱九十六唱九十七唱九十八唱九十九唱一百唱

三 正五九月

正五九月を避るとりしるる宋の時の俗忌也本邦より傳りしものなり事
文前集云今之官者次忌正五九月或謂宋朝火德
火生於寅一月午墓於戌此三箇月謂之灾月官員
勤行の多あり

例 減祿科無羊故謂無羊之月衆皆避之陰陽家云
武德詔此三月不行死刑禁屠殺又五雜俎云清波
雜志云佛法以正五九月為齋素月不誨宰殺足破
浴見とつり我俗との三箇月の娶招さ禁るとりしるるなり

四 丙午

五雜俎小吹劔録を引て云丙午丁未年中國遇之必有灾然
亦有不盡然者即百六陽九亦如是耳曲亭子云我俗未だ
と云丙午庚申の年を忌むことを甚く或は丙午の女子丙午の年を生るるは
世の良人を食ふ或は丙午の庚申の月を孕むとあればその子必盜賊と
なる故に凡庚申の日子の月の子を生むはその子よ名づらるる金をとる
らるる絶く本流なり宋より以降人の命運を定むるものなりハ
謂ふ只その年を忌む忌むの日を忌む忌むと云ふを忌む年を忌む月を忌む

乃一月を忌む日を忌むべし日を忌む時を忌むべし子丑寅卯の十二支戌禽
獸に當たるは後漢のころより既にあり事ハ中ノ辨じべし丙讀為火之
兄丙者言陽道著明故曰丙正字通云篆作丙亦作
火陽火也。从火。光。天。之。下。盛大發揚也。云午亦陽火也
四方配也。とんハ南方なり四時配也。とんハ冬夏なり月配也。とんハ
五月なり時配也。とんハ日中なり故又丙午の年必火災ありとあり故なり
俗鏡より後より丙午の年火災ありとあり壬子の年亦水厄ありとあり壬
讀為水之兄壬之為言任也。言陽氣任難于午也。とん
陰屬也。四方配也。とんハ北方なり四時配也。とんハ玄冬なり月配
するところ十一月なり時配也。とんハ夜半なり世俗只丙午の年火災あり
とありとん壬子の年水厄ありとありとん丙午の鏡も信ずるは是れ
鏡とありとありとありとも偶然とありとあり雜云。太一歲在午。曰敦牂。

敦盛也。祥壯也。言萬物壯盛也。亦云午者陰陽交而
陽布。故曰午。とんハ字書午ハ陰とありとん陰觸とも逆とも達と
續王愕布ハ分布ハ阻礙不依順曰愕とありとん鏡より午の年
に生れし婦を忌むやありとん縁命家の鏡に生れる年をのぞきとん
ゆゑ絶くありゆゑ丙午の年をり生れる女も忌むとん庚申の俗
忌ハ進まざるべし
俗鏡に大約男子ハ二十五と四十二を厄年と女子ハ十九と三十三を厄年とと
とあり或ハ二ハ陰の數五ハ陽の數陰上より陽下より故男子
その年二十五に至るりのたれを母と又四十二の數陰上より陽下より陽
今且四二を鏡と死と男子最これを懼亦十九ハ陰の數九ハ陽の數なり
その陰上より陽却下より故女子これを懼る三十三の數陽を重
且事の敗藉とるを俚語に散くとあり三三と散々とあり訓ゆありをり

そとにるやとある人のひりり後萬曆版の演義三國志を云ふ面如
裏粟とありこれより後成化のころに黒いあざとを刻を布衣の更色を
帯らしむるを黒く如くとのりて勇士の相貌を以てらるは本は黒の
字の心を脱し重更に愕りたりとのりて脱りぬ

國の余象才が演義全像三國志評林 京本と 卷の五 関雲長 延津
殊ニ文一魏とのの成の曹操壽亭侯の印を繕う張遼一関公の賜り
ふ公受ふと漢字を加え再び繕り関公笑う丞相の意を
あれと云ふと遂に受たりとあるなり金聖歎本はこの數行を削去て
注し一関公の莫壽地名。亭侯爵名。俗本此處多能。今依
古一本削去とある亦外書しこれを辨むる甚精細なりこの聖歎が
發明のともありと王崇簡が夜箋記にも又この論あり
王崇簡云。関雲長封漢壽亭侯本亭名漢壽亭今人

稱壽亭侯謀以漢字屬上

つええとれども疑ふべからずあり 天朝天明四年二月廿九日
國那河郡滋賀嶋の土中巨石のより漢委奴國王印を掘り
のりその國號好古日録より云々亦同書に宣和集に載とるの親
魏委王の印を載たりされ漢魏共よその國号を印文に冠らり證
とすべしこの例をりて推とる漢の壽亭侯と唱を怪むるもむかし
むつり外國を封するの國号を稱するありともその土の長とる
のりを封公とんは國号を稱する例なりと難らん欽漢の季小至て諸侯
叛死す盜賊蜂起一位を篡奪の數ありてこの時よ當り曹操執政一関
羽を封侯しその印を繕とありんは漢の壽亭侯と稱するも由り
とのりて宣和集に載する不の親魏委王の印の國史にありとも
後人の偽造なりともむつり近屬滋賀嶋の土中より掘りて漢委

奴國王印の好古日録の編者既ニ考る所あり漢字を属するの證と
 ぐハ欽金聖歎蜀志を引く大將軍費禕會諸將于漢壽といふ
 ハ漢壽ハ亭の名ある多疑る所のありとす予首肯し決て博覽
 家よりたづぬべし

○漢壽亭侯の印を唐山より度々土中より掘り出されしもの
 良家漢王を尊信するの印を鑄くその廟納くは所見ありと友
 人のひりて考へて追書せし唐山より関羽の神靈をあらはせ
 る唐以前のやうな宋より以後世人あつたれを信ぜり五雜俎
 によりて関羽の印といふもの

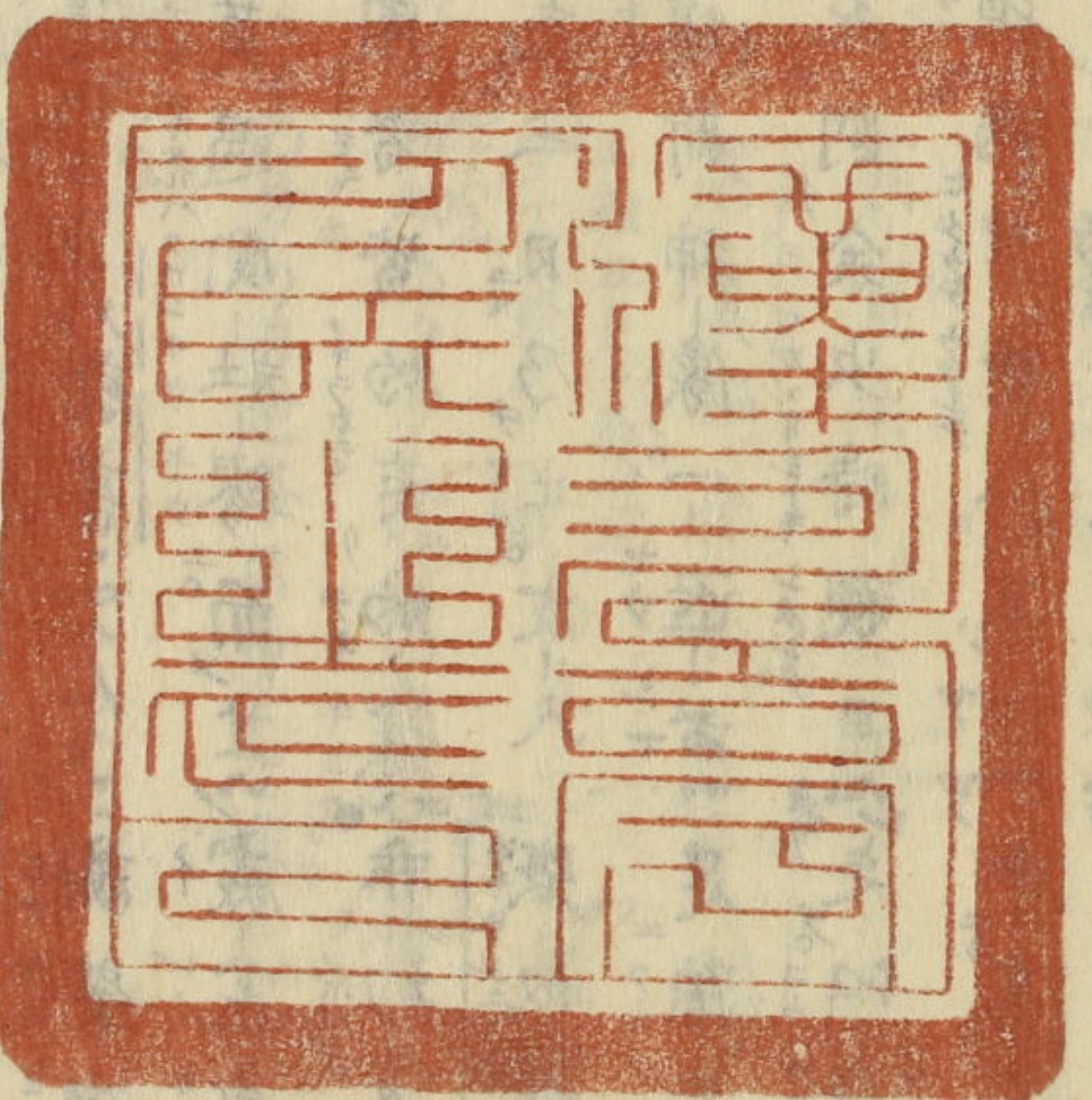
院ニ勅封の漢壽亭侯の印ありんを乞ふと紙に打てしもの
 この多雅別府志山別名迹志ある載ざれば是否成る久又近時心
 のりち渡られしもの印の好古日録に載たり亦其の蕃藏りて

漢壽亭侯印

漢壽亭侯之印

張文

漢壽亭侯



漢壽亭侯印



コノ印ハ古日録ニシテ未ル
 ノ印カ下ニ撰ヌル
 印ト大同小異
 あり考ベシ



コノ印ハ古日録ニシテ未ル編者ノ考ニ云僧
 心越撰未ルトコロ関羽ノ印トイフ今水戸ノ一
 佛刹ニハサム印丈四字ニシテ三字ハ蒙古字今ハ
 花押ナラン疑ラハ胡元ノ時鑄テノ関帝廟ノ印ナ
 ルニトイヘリ

虚説ありといふは曩に井澤氏が俗説辨よりりある今俗にこれを鍾道
大臣と稱し逸志に載りたり終南山の鍾道は落第の進士なりは大臣
と稱するゆゑの謂あり按じると源平盛衰記卷一五節の夜闇後の辰
昔周成王の忠臣はキリウといふ兵あり依勸賞位至丞相早鬼大臣と
稱しといふるんえたりとのを響の説を又傳わやうり鍾道と早鬼と音
近れをり混トす鍾道大臣といふやあらん盛衰記よの早鬼の説は
考る不ろ一妄誕なるべし

⑧ 五噫歌

榊菴談苑にたゞどののぼりてえればあぢりたふもよりりて今どとせ
延喜日本紀竟宴和歌藤原時平大鷲鶴天皇仁徳をよむるなり仁徳
天皇の御歌とて民のあまふなりひよりりてのいふもあやうし
とてその書標は盛衰記を引く延喜帝の御字は飢饉疫癘

起るる天の飢死とりのまよりり民の寤もみだりひ烟絶せぬ御代よ
ららるるれば右歌を思食也

高れそよのほりてえれば烟はる民のあまふ後ひよなり

あまふはるるもみだりてえれば水鏡にあるをいひしとされたるは思食也
よ水鏡仁徳紀の四年とすうの二月はたつたるよのぼりてえりよの民
のまみりてえりてえりてえりて今よりりて三年はをせよ
あの一のうらのぼりてえりてえりて七年とすし、四月は又うらのぼ
りて御覽にまたそのまみりてえりていへらんがれりていへんがれりて
たつたそよのぼりてえりていへんがれりて曲亭子云盛衰記のあまふのぼりて
いせよ假字の日本紀よりいめれど高れ屋の御製日本紀に載られがれど
あまふのぼりてえりていへんがれりていへんがれりていへんがれりて

延喜六年日本紀竟宴和歌

の寺の五智光院ゴチクワウインに御坐ゴカありたりと久藤兼光キムツネ前右大将前右大将 頼朝ヨシトシと書カキられたり

り三浦十郎ミヅノジロウを御ミつ義連ヨシヅネ梶原景時カハハラノカゲトキと共トモに御對面ミタマヘの後退出ノチノイシヨウの文モノ

廷弱カダハの尼ニ一人ヒトの心ココロあり右大将ミカドに向ムカフく御ミとるなり文書モンシヨを一枚イチマキとりし

し云イハレつ和泉國ワケノクニに相傳サウデンの所領シヨレウの心ココロを入イレし御ミとるなり云イハレつゆを御ミとるなり

其ソノの廷弱ワケノヤクがよりと事コト申マウすに君キミたちより上ウヘ洛ラクの心ココロ入イレし御ミとるなり

中ナカつぐ人ヒトの心ココロ直ジキと見え糸イト入イレし御ミとるなりその文書モンシヨを捧ササゲりし

大将オウシが御ミとるなりと文書モンシヨの心ココロ一定イチテイ相傳サウデンの心ココロあり

とられし心ココロの心ココロを御ミとるなりと御ミとるなりと御ミとるなり

心ココロの心ココロ義連ヨシヅネと御ミとるなりと御ミとるなり

られ墨スミの心ココロと御ミとるなりと御ミとるなり

御ミとるなりと御ミとるなり

と御ミとるなり

云イハレつ御ミとるなり

葛クダの心ココロの心ココロと御ミとるなり

亦モト六ム板イタの心ココロと御ミとるなり

と御ミとるなり

と御ミとるなり

と御ミとるなり

と御ミとるなり

と御ミとるなり

と御ミとるなり

と御ミとるなり

と御ミとるなり

と御ミとるなり

と御ミとるなり

と御ミとるなり

と御ミとるなり

と御ミとるなり

之号^ゴ未^ミ見^ミ首^ウ丘^カ之^ノ實^ミ之^ノ秀^ウ句^クハ^ハシ^シラ^ラク^ク 後三條院ハ^ノハ
定^{チヤウ}文^{ブン}を^ヲ脚^{キョク}躰^{トク}見^ミト^クウ^ウチ^チリ^リニ^ニ感^{カン}ズ^ズセ^セル^ルハ^ハ隆^{リウ}綱^{コウ}ガ^ガ宰相^{サウシヤウ}中^{チュウ}物^{モノ}を^ヲ退^{タイ}分^{ブン}
と^トシ^シラ^ラル^ルハ^ハ伊^イ勢^{セイ}大^{ダイ}神^{シン}官^{カン}八^{ハチ}幡^{ハン}宮^{ミヤ}い^ハク^ク伊^イ勢^{セイ}ノ^ノ事^{コト}ニ^ニテ^テ 見^ミ手^テ卷^{マキ}之^ノ二^ニ
作^{サセ}られ^レけ^ケル^ル 第^{ダイ}十^{ジュウ}二^ニ段^{ダン} 蛇^{ヘビ}ハ^ハ神^{カミ}ト^ト祭^{マツル}ル^ルニ^ニテ^テ 由^ユ来^{ライ}久^{キウ}昔^{セキ}唐^{タウ}山^{サン}ハ
儒^{ニホ}マ^マゆ^ユリ^リタル^ル草^{ソウ}鞋^ゲを^ヲ故^コニ^ニ被^{カケ}ル^ルハ^ハ其^シノ^ノ由^ユ来^{ライ}久^{キウ}昔^{セキ}唐^{タウ}山^{サン}ハ
祭^{マツル}ル^ルハ^ハ必^{カナラシ}靈^{レイ}あり^リと^トシ^シテ^テ今^{イマ}我^ガ信^{シン}ハ^ハされ^レニ^ニ過^{スガ}たり^リ其^シノ^ノ靴^{ケツ}を^ヲあ^アり^リつ^ツ神^{カミ}
ト^ト尊^{ソウ}信^{シン}と^ト其^シノ^ノ灵^{レイ}草^{ソウ}鞋^ゲ大^{ダイ}王^{オウ}ニ^ニテ^テナ^ナリ^リヤ^ヤ芥^{カイ}子^シニ^ニテ^テ 佐^サ渡^ダノ^ノ狸^リノ^ノ事^{コト}あり^リ
靴^{ケツ}を^ヲこれ^レノ^ノ狸^リノ^ノ人^ニニ^ニ憑^ヒク^クあり^リと^トシ^シテ^テ四^シ國^{コク}ハ^ハ靴^{ケツ}ハ^ハ渡^ワら^ラズ^ズと^トシ^シテ^テ但^タ近^{キン}属^{ロク}
靴^{ケツ}ハ^ハ白^{ハク}靴^{ケツ}ノ^ノ事^{コト}ニ^ニテ^テ是^シ否^ヒハ^ハシ^シラ^ラク^ク

○物^{モノ}の^ノ妖^{ヤウ}る^ルニ^ニ靴^{ケツ}ニ^ニテ^テ其^シノ^ノ類^{レイ}を^ヲ教^シべ^ベ老^{ラウ}靴^{ケツ}ノ^ノ美^ミ事^{コト}
あり^リト^トシ^シテ^テ人^ニノ^ノ妻^メと^トナ^ナリ^リ子^コを^ヲ生^ムス^スト^トシ^シテ^テ靴^{ケツ}ノ^ノ類^{レイ}を^ヲ教^シべ^ベ老^{ラウ}靴^{ケツ}ノ^ノ美^ミ事^{コト}
と^トシ^シテ^テ子^コを^ヲ生^ムス^スト^トシ^シテ^テ靴^{ケツ}ノ^ノ類^{レイ}を^ヲ教^シべ^ベ老^{ラウ}靴^{ケツ}ノ^ノ美^ミ事^{コト}

長^{チヤウ}ニ^ニ便^{ベン}あり^リバ^ハ尾^ビヲ^ヲハ^ハコ^コウ^ウガ^ガン^ンエ^エン^ンシ^シヤ^ヤク^クタ^タラ^ラシ^シ 靴^{ケツ}ノ^ノ類^{レイ}を^ヲ教^シべ^ベ老^{ラウ}靴^{ケツ}ノ^ノ美^ミ事^{コト}
雄^{オウ}ニ^ニ混^{コン}合^{カウ}ス^スル^ルハ^ハ自^ジ然^{ゼン}ノ^ノ理^リあり^リ 鶴^{カク}ト^トシ^シテ^テ雄^{オウ}ニ^ニ性^{セイ}淫^{イン}あり^リノ^ノ事^{コト}あり^リ
鳥^{トリ}と^トシ^シテ^テ人^ニノ^ノ妻^メと^トナ^ナリ^リ子^コを^ヲ生^ムス^スト^トシ^シテ^テ靴^{ケツ}ノ^ノ類^{レイ}を^ヲ教^シべ^ベ老^{ラウ}靴^{ケツ}ノ^ノ美^ミ事^{コト}
作^{サセ}ル^ルハ^ハ似^ニ大^{ダイ}雁^{オン}無^ム後^ゴ趾^シ虎^コノ^ノ文^{ブン}性^{セイ}群^{グン}居^キ俗^{ソク}呼^{コト}獨^{ドク}豹^{ヒョウ}老^{ラウ}妓^キ似^ニ
故^{コト}老^{ラウ}妓^キ名^ナ鳩^{コウ}子^シ洪^{コウ}邁^{マイ}俗^{ソク}考^{コウ}ス^スト^トシ^シテ^テ靴^{ケツ}ノ^ノ類^{レイ}を^ヲ教^シべ^ベ老^{ラウ}靴^{ケツ}ノ^ノ美^ミ事^{コト}
邦^{クニ}ニ^ニテ^テ實^ミ上^{ジョウ}ニ^ニテ^テ靴^{ケツ}ノ^ノ類^{レイ}を^ヲ教^シべ^ベ老^{ラウ}靴^{ケツ}ノ^ノ美^ミ事^{コト}
七^{シチ}牡^{ボウ}あり^リノ^ノ事^{コト}あり^リ 明^{メイ}月^{ゲツ}ノ^ノ影^{カゲ}を^ヲ親^ミミ^ミト^トシ^シテ^テ靴^{ケツ}ノ^ノ類^{レイ}を^ヲ教^シべ^ベ老^{ラウ}靴^{ケツ}ノ^ノ美^ミ事^{コト}
龜^{カメ}ノ^ノ雌^メ雄^{オス}ハ^ハ一^{イツ}ノ^ノ理^リあり^リ 北^{ホク}牡^{ボウ}ノ^ノ人^ニニ^ニテ^テ靴^{ケツ}ノ^ノ類^{レイ}を^ヲ教^シべ^ベ老^{ラウ}靴^{ケツ}ノ^ノ美^ミ事^{コト}
必^{カナラシ}雄^{オス}あり^リ牡^{ボウ}あり^リノ^ノ事^{コト}あり^リ 北^{ホク}あり^リと^トシ^シテ^テ靴^{ケツ}ノ^ノ類^{レイ}を^ヲ教^シべ^ベ老^{ラウ}靴^{ケツ}ノ^ノ美^ミ事^{コト}
の^ノ靈^{レイ}あり^リノ^ノ事^{コト}あり^リ 女^メ欲^{ヨク}あり^リノ^ノ事^{コト}あり^リ 善^{ゼン}惡^{アク}相^{シャウ}羊^{ヤウ}之^ノ狂^{キヤウ}夫^フ慾^{ヨク}火^カノ^ノ林^{リン}ノ^ノ事^{コト}あり^リ
必^{カナラシ}あり^リト^トシ^シテ^テ靴^{ケツ}ノ^ノ類^{レイ}を^ヲ教^シべ^ベ老^{ラウ}靴^{ケツ}ノ^ノ美^ミ事^{コト}
人^ニを^ヲ教^シべ^ベ老^{ラウ}靴^{ケツ}ノ^ノ美^ミ事^{コト}

之國有^ニ狐^ノ九尾^ノ。德至^ニ乃^チ未^レ。注^ニ青丘國有^ニ東海之北^ノ。

○^{亦按}九尾の狐は^{コノ}憎む^ハ死め^ルものなり^ト。注^ニ亦按^テ青丘^ノ狐^ノ九尾^ノ。德至^ニ乃^チ未^レ。注^ニ青丘國有^ニ東海之北^ノ。

○^{亦按}陽^ノ雜^ノ莖^ノ。段^ノ成^ノ式^ノ云^ク。狐^ノ夜^ノ擊^ク尾^ヲ火^ヲ出^ス。將^ニ為^ル怪^ニ必^ズ戴^ル體^ヲ。

體^ヲ拜^ス北^ノ斗^ヲ體^ヲ不^レ墜^ル。則^チ化^ス為^ル人^トと^リり^レられ^ル。因^テ狐^ノ體^ヲを

戴^クく^ルを物^ヲも書^クその圖^ヲ也^ト。画師^ノの多^クも^レん^トれ^ル。婦^ノ切^ルも^レん^トれ^ル。

去^レれ^ルも^レん^トれ^ル。體^ヲの^ニも^レん^トれ^ル。限^ラぬ^レ。亡^ル友^ノ某^ノの^ニ於^テは^レ嘗^ト上^ルも^レん^トれ^ル。

九月^ノの^ニ比^シ降^ルふ^レに^レなる^レ雨^ノ霽^ルふ^レに^レハ^レ端^ノ山^ノは^レ草^ノ狩^ルを^レと^ル。な^ルも^レん^トれ^ル。

を^レ誘^フ引^ク。田^ノ中^ノの^ニ捷^ク徑^ヲを^レ也^ト。野^ノ狐^ノの^ニ何^レの^ニか^ラん^トれ^ル。

拾^ヒひ^クら^レの^ニ芦^ノへ^レは^レぬ^レ。こ^ノろ^ノに^レ彼^ノ竹^ノの^ニあ^リぬ^レ。

こ^ノろ^ノに^レも^レん^トれ^ル。一^ノ掛^ノ籠^ノの^ニ集^ムる^レに^レも^レん^トれ^ル。

柿^ノの^ニ葉^ヲを^レさ^シは^シ。こ^ノろ^ノに^レも^レん^トれ^ル。

こ^ノろ^ノに^レも^レん^トれ^ル。こ^ノろ^ノに^レも^レん^トれ^ル。

こ^ノろ^ノに^レも^レん^トれ^ル。こ^ノろ^ノに^レも^レん^トれ^ル。

こ^ノろ^ノに^レも^レん^トれ^ル。こ^ノろ^ノに^レも^レん^トれ^ル。

こ^ノろ^ノに^レも^レん^トれ^ル。こ^ノろ^ノに^レも^レん^トれ^ル。

こ^ノろ^ノに^レも^レん^トれ^ル。こ^ノろ^ノに^レも^レん^トれ^ル。

こ^ノろ^ノに^レも^レん^トれ^ル。こ^ノろ^ノに^レも^レん^トれ^ル。

こ^ノろ^ノに^レも^レん^トれ^ル。こ^ノろ^ノに^レも^レん^トれ^ル。

こ^ノろ^ノに^レも^レん^トれ^ル。こ^ノろ^ノに^レも^レん^トれ^ル。

こ^ノろ^ノに^レも^レん^トれ^ル。こ^ノろ^ノに^レも^レん^トれ^ル。

こ^ノろ^ノに^レも^レん^トれ^ル。こ^ノろ^ノに^レも^レん^トれ^ル。

こ^ノろ^ノに^レも^レん^トれ^ル。こ^ノろ^ノに^レも^レん^トれ^ル。

こ^ノろ^ノに^レも^レん^トれ^ル。こ^ノろ^ノに^レも^レん^トれ^ル。

こ^ノろ^ノに^レも^レん^トれ^ル。こ^ノろ^ノに^レも^レん^トれ^ル。

こ^ノろ^ノに^レも^レん^トれ^ル。こ^ノろ^ノに^レも^レん^トれ^ル。

とらふ名抄は菊齋。本草云。一名草薺。名發二音。和名抄は燈心。和名度

のどろり。和名抄は鯨。和名能保岐利。和名有齒者。この工具のかりとる

物。和名抄はとらふ人のり。和名抄は燈心。和名度

宇。美燈心。音。和名抄は燈心。和名度

和名抄は古人の考。和名抄は燈心。和名度

和名抄は和名抄。和名抄は燈心。和名度

和名抄は和名抄。和名抄は燈心。和名度

和名抄は和名抄。和名抄は燈心。和名度

和名抄は和名抄。和名抄は燈心。和名度

和名抄は和名抄。和名抄は燈心。和名度

和名抄は和名抄。和名抄は燈心。和名度

和名抄は和名抄。和名抄は燈心。和名度

和名抄は和名抄。和名抄は燈心。和名度

和名抄は和名抄。和名抄は燈心。和名度

和名抄は和名抄。和名抄は燈心。和名度

和名抄は和名抄。和名抄は燈心。和名度

和名抄は和名抄。和名抄は燈心。和名度

和名抄は和名抄。和名抄は燈心。和名度

和名抄は和名抄。和名抄は燈心。和名度

和名抄は和名抄。和名抄は燈心。和名度

和名抄は和名抄。和名抄は燈心。和名度

和名抄は和名抄。和名抄は燈心。和名度

和名抄は和名抄。和名抄は燈心。和名度

和名抄は和名抄。和名抄は燈心。和名度

和名抄は和名抄。和名抄は燈心。和名度

和名抄は和名抄。和名抄は燈心。和名度

和名抄は和名抄。和名抄は燈心。和名度

和名抄は和名抄。和名抄は燈心。和名度

和名抄は和名抄。和名抄は燈心。和名度

とらふ

のどろり

物

宇

和名抄

和名抄

和名抄

和名抄

和名抄

和名抄

和名抄

和名抄

和名抄

和名抄

和名抄

和名抄

和名抄

和名抄

和名抄

和名抄

和名抄

和名抄

和名抄

和名抄

和名抄

和名抄

和名抄

和名抄

和名抄

○ヨモギ 草薺 イヌナツナ 麻黄 イヌトウキ 薜荔 イヌササナリトウ 鹿茸 イヌササナリトウ 毛犀 イヌトウ 追めごと宗盤が犬筑波集亦この
らうめく名はくといひり

○江戸麻布の羊橋の古名を國府を橋といひて名ありといひ佐渡の鯛の背原
護あり

○近江の源五郎鮎の室町家のとれ錦織源五郎といひりの湖水の漁獲を司
る毎朝大なる鮎を京都へ進んでゆく名ありといひ佐渡の鯛の背原
八といひ真ありといひ名はくはなる名ありといひ餘トクヒレ 痛鯛 針千本 箱ゆい

○鯨の守り りひたれ コウダク 龍宮の鶏 さとり 魚二十種ありといひ予のいふこの魚
をえざればはも圖でとられんふたづねべい

○古歌の物のももあふりてゆゑる難波の芋のほろの濱萩と菰とすの依極
がりの名のとや放御のりとのぼりとといひらんうづり紙の天曆天延の比
私訓ありしうやれ名鮎紙老鴉癖を立成云紙老鴉世間云 以紙

鳥カサリ 鷓鴣 カサリ 秋葉風 能トビ 飛トビ 一云紙シ 寫シ とうんえり今江戸といふこと

なるといひ京浪華といひのほりといひ章魚も鳥賊もその形の似てをりて
名といひ亦江戸四谷より舊の形を作り出りて四谷といひ名をりての木の葉
よる名を章魚鳥賊と棄てたる朽をりて去年の春やどりける
これ竹のふみやといひりとのほり書りても鳥小春ゆく

① 檀那タナ 附

今人の家僕たるりのその主人を稱し檀那といひ亦家僕たるをも貧人の富
家を稱し檀那といひ伊豆の民間その子又を稱し檀那といひ按ぶま
檀那の具も陀那体といひ唐の籠といひ籠といひ籠といひ籠といひ凡 出たれん人
俗子をあら稱しとら勿論なれど俗人の稱呼も似たり 辨ベニ 六ロク 度ト 法ホウ
云。檀那 秦言布シ 施セ 若内ニ 有テ 信心シ 外ニ 有テ 福フク 田デン 有テ 財サイ 物モノ 二ニ
事コト 報ヒラカ 合カ 心シン 生シ 捨セ 法ホウ 能ニ 破ハ 慳ケン 貪オン 是シ 為シ 檀那タナ とト 籠カゴ 釋シヤク 名ナ 義ギ 集シュ 上ジョウ

ええたりおれは檀那の財施の多うそ施主とりのが如く貧者もあつたその身
を檀那と云ふは富人を檀那とする所のの爲るの唐山の富人威ありのを
大官人と稱し亦財主花主と稱する編の言葉あり

園内の祖徳を稱する奈岳志は高泉の異國より持来り母の神主か
長金孺人神主と題せりと高泉の後ひく僧の如しは者も戒名つ
に名を異國ももり佛法もあつたといふ今世に於て戒名
は往古の益馬を擬したりと云ふればあやむく僧の如く戒名
は面目もあつた小坊りあめれと百年の後には孫祖考の實名をあらせり
まゝせりとのせりされど墓碑の戒名は實名を彫る
子孫も傳はるべきをせらば

向人の原美人の稱もあるを浪華ある一人の後又寛永以来秋枝を
藝者と稱し宿を素人と稱し素人と云ふも雅なりは後日向人と
呼ばるゝといふ亦一説は花女白拍子の名をなれは故に白拍子の白の字を
まゝ白と稱しといふ也と花女の如くめと稱してといふやうのありし
の徳備女を後に男衆白拍子と云ふれば花女を白拍子の流とてやの
の曲亭子按ずる美人を白人と云ふは唐人の唐元禎が會真記に金
花の金聖歎の外書より西廂記の卷端に載すれば小説を好む人につ
まはるゝを

尋常百種花齊發偏摘梨花與白人今日江頭門
三樹可憐葉底度殘春
一絲一絲益益の辨るれどはひく漏るるを
苗字
唐のつとれたりのありは人の女を呼ぶらんは唐山の字よりこれを
天朝の字の制度より私の字をあらせりけり

唐のつとれたりのありは人の女を呼ぶらんは唐山の字よりこれを
天朝の字の制度より私の字をあらせりけり

とる是年山紀聞靜齋隨筆由又字のふを論しられたるは考漏されし

のりり今按むる玉海の女元三年四月二十日 宣旨依奉射神

樂給獄所一輩との條は田使俊行 藤原成直

又真紀軍記又字荒川右衛門斑月十郎と云ふことの難波早尾荒川

斑月と稱する後世より苗字より苗字の字の別字の交りると云ふの

ら五郎六郎と稱するを世より異なれ其難波と稱し早尾と稱する

まは孫へ傳るをりて苗字と云ふ人のあるの父を同苗と唱ふてその後

審より俗誤辨ふ今の苗字といふ所の姓氏はあはれ家号といふと苗字の

字の字をむつらむれば此の字と稱するの唐山の字と母なりぬらむ

士は苗字といふ市人より亦これ故あり

○今八の右を名昔といふ字を各名といふた是も右もみ脚もどら驚官名あり

よへ世をさへしれは就中藤内身内と稱するその職の人は限るなり

藤原氏の内舎人なるを藤原氏と稱し平氏の内舎人なるを平氏と

稱し從月姓をいふと奈苗志といふ藏の姓をいふ概

原平三は田原とあり今平字源流と書長男ありても清と稱する類も

平氏の人源と稱し橘氏の人源と稱し清原ありても清と稱する類も

右實の稱されとも今平字源流と怪むる一 亦一説は平の源入り

○彦のより前者の稱藤原の自稱されど中葉よりや賤の力のも彦と

稱し或年ありては藤原と稱し或は人の名よりて大りその時代を

推量するのぞり白石先生の人名考は天子武將の御名は凡人の唱ふ

少くゆらぐむらむら室所殿代との律は統治のあり室所殿の

律を義経ともしれたの字を教と唱ふ人あれど並唐院殿を義教と

中しりまはるむらむらその祖考の律は同し唱ふのめをみ付せたる

べた又控の字を昭と唱ふ人あれど靈陽院殿を義昭と云ふなり

セシテ先祖の諱と同レ唱の名をけせあべりく拾枝節用ホをスるは拾枝の
給の字をトシと刻シ蓋宝逸院殿の諱をヨシトシとナセりまや身ぬら
亦云大塔宮の御諱を獲良とありきモリヨシと世よひ傳はれど實ハ
モリナカとありきまらむせられぬら又同時の事なれば義註の事ハ世
ハハ傳るごとくまわじと記されたりけしも諱よりあぐの唱ある事
受あぐの給統ぬらゆの事ハ南朝の將軍官懷良親王を世人只ク
イリヤウとのを統る事ハ貴人の諱より當時假字を附して
後世に傳ちあぐと書る

○東鑑正治元年八月廿日の記亦前日中將家景盛
を誅せられしに尼御臺所佐々木三郎兵衛入道と諷
練あゆの條に北條者親戚也仍先人頗被寵勞情常令
招座右哈而卒於被輩等無優賞刺皆令喚實名給

之間各其恨之由有其間所起於事令用意給者
末一代不可有蓋吹儀之旨被盡諷諫之御詞と録り撰家
弱官ととつども君に北條の元老なりとつども臣たり君臣の間とらふ不
その實名を呼ぶを恨とせり亦日和孫甚之田人君稱大夫字又為
此三人主呼人臣字とりん後考ふべし

○平家物語に治承元年五月九日の日天台座主明雲大僧正公清を傳止
らるる云陰陽師あぐの恭親がチヤハハをうを智者の明雲とこのり
あぐこそらるるぬ日月の光をさるる云ありとぞあんたり曲亭
子云杜ふの者實之實也とつらつらと文字を擇べり同書あり
清盛禪經の中より此よりよらるる事ハ見百行の御製
をのそらるるやされし

夜みんらとたりりまよ末のよはく一盛るるうもくをわれ

是より清盛といふのちをわれと記したり曲亭云平家ハ貞盛より代々盛の字をとりて名をとり疑らく清く盛まるのち秋ハ後人の防會をらんり清盛よその行を後おしめが一門不忠義の高位高官を升せたる富を欲せれば仁るるん仁られ不富清くと盛るるん多難る

○往古ハ人の名も今ハ同トやうを或ハ文字の音をりてある一或ハ文字の音と訓とをりて併せある一その人の隨意記よれば文字の數も定らん

五十四代 仁明天皇の御代より今の代への如くまづハ文字の訓を取二三字を用るといふなりけと神皇正統紀よあるされたり物 安康

雄略より 推古の簡大臣よ真鳥馬子ホあり 仁賢天皇の四年

輔臣謀反より 殊伏を 仁明天皇の和銅元年四月後五位下柿

本、後、孝謙の御時よ柿本枝成 文徳の御時よ橘、面、枝、南、淵、永、河

清和の御時よト部て尿麻下野の尿子ホありまは是國史よ載るるとの餘ホ免魚養丈養堅魚真鯨ホ勝てりいふ亦數十代の御代を

正親所院の永祿の比より楮國の武士ホよ奇異ある名ゆはり

その十が二三をりて山中鹿、幸盛秋宅庵、本生元、右道、理、敷、中、菟、小倉、鼠、山上、狼、右、衛、尉、以上、尼、子、この餘朝倉家の十八村、堂、河、地

家の十八村、堂、大内家の十本、杖、堂、吉見家の八谷、堂、尼子家の九牛、士、里見家の八大、士、牧、宰、又、連、の、う、ど、ら、の、軍、陣、の、臨、る、名、生、る、と、れ、敵、よ

り、名、を、わ、げ、え、さ、ら、ん、な、と、と、戦、せ、り、武、備、め、り、り、り、文、備、は、その、名、の、野、る、ら、む、の、猛、り、推、し、ら、る、故

○海峯の人の名も今おぼやうにわかれど亦おぼやうに小稱へり 伊豆の大塚の居民よ東四郎太郎三郎 或ハ百五郎三郎と云

○曲禮の名字者不以國不以日月不以隱疾不以山川

とあるは平人のうへをいひあはれ異朝の法は天子の諱は等しき文字あり
物にまゝその名をあらはせらるるなるる秦の始皇帝の諱政とせらるる
正月を端月と唱漢の皇后の諱雉とせらるる雉を野雞と改らるるに
ごひ是なり 天朝の上代は天子の諱の文字を避ふといふことゆへに

りたる制度ありて天比日月をともあはれんその唱を改らるる中葉より
唐山の法則よりせらるるにて 徳和天皇の御一名を大伴とせらるる
大伴氏を伴とせらるるといふこと大伴の字を避ふ改正同音なりといふ月

を端月とせらるる如く最密なる制度なるがと亦深敷大后よりせらるる
とんば御とせらるるに後には花を改る常夏と唱たりて
抄大鏡裏の末を引く神原玄輔老人のひりり酒史筆を絶る後には

とる制度のえん 後醍醐院の建武のころ正成義貞朝臣の功を
かやうりたる高氏なり天子御諱の一字を賜ふる尊氏と唱るる

とらるるのちけりてとらるる世の入りは膾炙するものなりといふ事
らるる今未生の妖婦と竹取翁の女とせらるる高氏にゆり物語るるは

天朝の右記録はなまにとらるるの雅俗新古の差別あり文徳實録卷十
天安二年三月乙亥丹波守後五位下文室朝臣助

率助雄者中納言後三位直世王の第二子也
王明少遊大守略経史云又同書第十天寿二年六

林奕姫と稱り少女二人あり古事記重化天皇紀大筒木根根玉の女
遊具夜比賣あり竹取物語は竹取翁とせらるるのみやつとが娘女やひあり

大鏡は清慎公の女とせらるるやひありとらるる古事記と大鏡の
とらるるのちけりてとらるる世の入りは膾炙するものなりといふ事

らるる今未生の妖婦と竹取翁の女とせらるる高氏にゆり物語るるは

天朝の右記録はなまにとらるるの雅俗新古の差別あり文徳實録卷十
天安二年三月乙亥丹波守後五位下文室朝臣助

率助雄者中納言後三位直世王の第二子也
王明少遊大守略経史云又同書第十天寿二年六

以乳母姓為之名焉。故以神宮為
天皇諱云云是云々前後
切る制度亦皆云々

茨石雜誌卷之二





美石雜志卷之二



Handwritten notes in black ink, including a signature and some illegible characters, located in the bottom right corner of the right page.

Faint, illegible vertical text or bleed-through from the reverse side of the page, located in the upper right quadrant.

